

厚生連診療所だより



今こそ禁煙!



禁煙で、今と違う自分に出会えるはず!

禁煙を目指しているあなたに、**厚生連診療所**はお手伝いをします。

禁煙外来について

医師が、喫煙歴をきちんと把握した上で、禁煙補助薬の処方、治療の経過を見守っていきます。

保険診療の条件

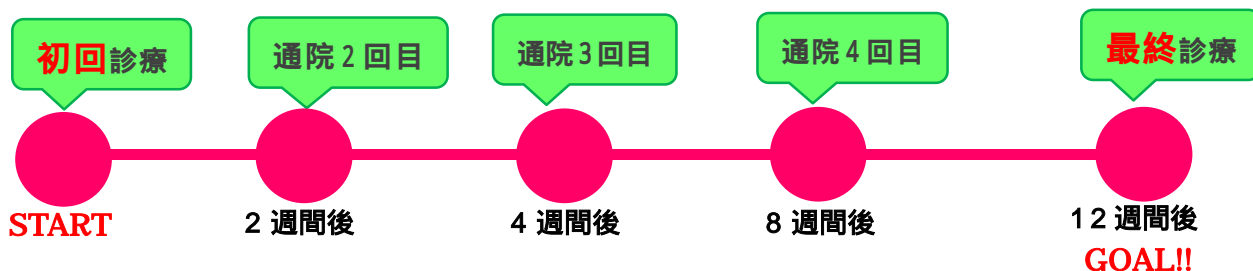
初回の診察で、以下の4つの条件を確認します。すべての条件に当てはまれば健康保険を使って禁煙治療が受けられます。平成28年度より35歳未満の方にはこの条件は不要になりました。

- ただちに禁煙しようと考えている
- ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上
- ブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上
- 禁煙治療を受けることを文書により同意していること(受診時に直筆サインが必要)

診療所での禁煙治療

通院2回目～最終診療は、医師の診察・呼気検査等を毎回行います

当診療所では内服薬での禁煙を行っています。



健康保険による診療の場合、自己負担額(3割負担)は、**総額約1万5千円程**です。



タバコ代で考えると・・・

【参考】約1カ月分のタバコ代は?(1箱500円のタバコの場合)

500円×30日=**15,000円**

将来の病気のリスクなども考えれば、禁煙のメリットは大きいといえます!!



まずはお気軽に
厚生連診療所にご相談ください。



<問い合わせ先> 熊本県厚生連診療所
TEL:(096)328-1055 内線:2800